第 163 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月24日

山形県山形市旅篭町三丁目２番３号
株式会社きらやか銀行
取締役頭取　粟野　学

中間貸借対照表　（平成22年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	29,316	預金	1,156,051
コールローン	45,000	譲渡性預金	2,300
商品有価証券	226	外国為替	16
有価証券	267,042	社債	12,000
貸出金	874,146	その他負債	4,722
外国為替	517	未払法人税等	58
その他資産	8,416	資産除去債務	114
有形固定資産	17,966	その他の負債	4,549
無形固定資産	1,744	退職給付引当金	3,423
繰延税金資産	4,778	役員退職慰労引当金	95
支払承諾見返	8,848	睡眠預金払戻損失引当金	278
貸倒引当金	△ 16,559	再評価に係る繰延税金負債	2,783
		支払承諾	8,848
		負債の部合計	1,190,519
		（純資産の部）	
		資本金	17,700
		資本剰余金	24,178
		資本準備金	15,641
		その他資本剰余金	8,536
		利益剰余金	5,345
		利益準備金	88
		その他利益剰余金	5,256
		繰越利益剰余金	5,256
		自己株式	△ 1
		株主資本合計	47,222
		その他有価証券評価差額金	△ 195
		土地再評価差額金	3,898
		評価・換算差額等合計	3,702
		純資産の部合計	50,924
資産の部合計	1,241,443	負債及び純資産の部合計	1,241,443

中間損益計算書

（平成22年４月１日から 平成22年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		13,214
資金運用収益	11,065	
（うち貸出金利息）	（ 9,612）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 1,415）	
役務取引等収益	1,402	
その他業務収益	418	
その他経常収益	328	
経常費用		12,363
資金調達費用	1,316	
（うち預金利息）	（ 1,152）	
役務取引等費用	881	
その他業務費用	38	
営業経費	8,611	
その他経常費用	1,515	
経常利益		851
特別利益		170
特別損失		176
税引前中間純利益		844
法人税、住民税及び事業税	19	
法人税等調整額	△ 0	
法人税等合計		19
中間純利益		825

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15年～50年

その他　　３年～ ６年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

３年間の均等償却を行っており、年間償却見込額に12分の６を乗じた額を計上しております。

なお、繰延資産はその他資産に含めて計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と

認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,355百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生年度において全額費用処理

数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。

また、キャッシュ･フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外

貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は１百万円減少し、税引前中間純利益は93百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は113百万円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1．関係会社の株式総額980百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は2,336百万円、延滞債権額は46,195百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は471百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,548百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,552百万円であります。

なお、2．から5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,892百万円であります。

7．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に

基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、600百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	14,426	百万円
その他	6	百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,171	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券29,500百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は686百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、71,917百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが61,815百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成11年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　6,301百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　17,791百万円

12. 社債には、劣後特約付社債12,000百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は8,402百万円であります。

14. １株当たりの純資産額237円09銭

15. 銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）　10.38％

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額601百万円、貸出金償却207百万円、株式等売却損284百万円及び株式等償却298百万円を含んでおります。

2. １株当たり中間純利益金額５円03銭

3. 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額２円 12 銭

4. 当中間会計期間において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び、使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失　　（単位：百万円）

用　途	種　類	場　所	金　額
遊　休	土　地	山形県	56
遊　休	建　物	山形県	6
遊　休	土　地	新潟県	0
合　　計			63

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年９月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	5,564	5,785	221
	その他	－	－	－
	小計	5,564	5,785	221
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	1,000	878	△121
	小計	1,000	878	△121
合計		6,564	6,664	99

２．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年９月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	963
関連法人等株式	17
合計	980

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

３．その他有価証券（平成22年９月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	436	330	106
	債券	191,692	188,723	2,969
	国債	129,688	127,517	2,171
	地方債	4,916	4,848	68
	社債	57,087	56,357	730
	その他	38,383	37,668	714
	小計	230,512	226,722	3,790
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,488	6,598	△2,110
	債券	11,038	11,222	△183
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	11,038	11,222	△183
	その他	12,416	14,109	△1,692
	小計	27,944	31,930	△3,986
合計		258,456	258,652	△195

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,040
その他	－
合計	1,040

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は275百万円（うち、株式275百万円）であります。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について中間期末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落している場合はすべて実施しており、30％以上50％未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度額超過額	7,637	百万円
その他有価証券評価差額金	79	
税務上の繰越欠損金	3,096	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	1,384	
減価償却超過額	252	
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	38	
その他	2,052	
繰延税金資産小計	14,541	
評価性引当額	△9,754	
繰延税金資産合計	4,786	
繰延税金負債		
資産除去費用	△8	
繰延税金負債合計	△8	
繰延税金資産の純額	4,778	百万円

（重要な後発事象）

１．当行と株式会社仙台銀行との経営統合の検討開始について

当行は、株式会社仙台銀行と共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うことについて検討を開始することを平成 22 年 10 月 26 日開催の取締役会において決議いたしました。また、当行は、同日において株式会社仙台銀行と経営統合の検討開始に関する基本合意書を締結しております。

２．経営統合の目的と趣旨

当行と株式会社仙台銀行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を越えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

３．経営統合する相手会社の名称

商　号	株式会社仙台銀行

４．経営統合の方法

当行と株式会社仙台銀行は、平成23年10月を目処に、両行の株主の承認ならびに本件経営統合を行うにあたり必要な関係当局の認可を得ることを前提として、共同株式移転により持株会社を設立することに向け、検討・協議を進めてまいります。

５．株式移転比率

共同株式移転にかかる株式移転比率は、今後両行間で実施する予定のデューディリジェンスの結果等を踏まえて、両行間で誠実に協議の上決定いたします。

６．相手会社の主な事業の内容、規模

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

事業内容	銀行業
本社所在地	仙台市青葉区一番町二丁目１番１号
設立年月日	昭和26年５月25日
代表者	取締役頭取　三井　精一
資本金	7,485百万円
発行済株式数	普通株式　7,591千株
経常収益（連結）	16,831百万円（平成22年３月期）
当期純利益（連結）	1,085百万円（平成22年３月期）
総資産（連結）	796,058百万円
総負債（連結）	775,055百万円
純資産（連結）	21,003百万円
決算日	３月31日
従業員数（連結）	808人
店舗数（出張所含む）	71ヵ店
株主構成	㈱みずほコーポレート銀行　4.92％ 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱　4.67％ ㈱七十七銀行　2.60％

７．経営統合の時期

持株会社の設立は、平成23年10月を目処としております。

８．その他重要な事項

（１）持株会社の概要

持株会社の本社については、宮城県仙台市に置く予定です。その他、持株会社の名称等の事項につきましては、今後、両行において協議の上、決定してまいります。

（２）経営統合委員会の設置

当行と株式会社仙台銀行は、本合意書締結後速やかに、それぞれの頭取を共同委員長とする「経営統合委員会」を設置し、経営統合の実現に向けた準備を進めてまいります。

（３）今後のスケジュール（予定）

平成22年10月26日　　経営統合の検討開始に関する基本合意書締結

平成23年４月（予定）　経営統合に関する最終合意書（株式移転計画を含む。）締結

平成23年６月（予定）　両行定時株主総会（株式移転計画の承認の決議）

平成23年10月（予定）　持株会社設立

第 163 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月24日

山形県山形市旅篭町三丁目２番３号
株式会社きらやか銀行
取締役頭取　　粟　野　　学

中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	29,316	預金	1,155,574
コールローン及び買入手形	45,000	譲渡性預金	2,300
商品有価証券	226	外国為替	16
有価証券	266,406	社債	12,000
貸出金	875,973	その他負債	6,274
外国為替	517	退職給付引当金	3,469
その他資産	9,681	役員退職慰労引当金	107
有形固定資産	17,977	利息返還損失引当金	4
無形固定資産	1,757	睡眠預金払戻損失引当金	278
繰延税金資産	5,156	繰延税金負債	18
支払承諾見返	8,848	再評価に係る繰延税金負債	2,783
貸倒引当金	△ 18,218	支払承諾	8,848
		負債の部合計	1,191,676
		（純資産の部）	
		資本金	17,700
		資本剰余金	22,986
		利益剰余金	6,430
		自己株式	△ 1
		株主資本合計	47,115
		その他有価証券評価差額金	△ 181
		土地再評価差額金	3,898
		評価・換算差額等合計	3,716
		少数株主持分	135
		純資産の部合計	50,967
資産の部合計	1,242,643	負債及び純資産の部合計	1,242,643

中間連結損益計算書 （平成22年４月１日から 平成22年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		13,612
資金運用収益	11,179	
（うち貸出金利息）	（ 9,748）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 1,393）	
役務取引等収益	1,629	
その他業務収益	429	
その他経常収益	374	
経常費用		12,695
資金調達費用	1,319	
（うち預金利息）	（ 1,152）	
役務取引等費用	911	
その他業務費用	38	
営業経費	8,775	
その他経常費用	1,650	
経常利益		916
特別利益		172
特別損失		176
税金等調整前中間純利益		911
法人税、住民税及び事業税	31	
法人税等調整額	2	
法人税等合計		34
少数株主損益調整前中間純利益		877
少数株主利益		0
中間純利益		877

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　３社

主要な会社名

・きらやかカード株式会社

・山形ビジネスサービス株式会社

・きらやかキャピタル株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等　　２社

主要な会社名

・株式会社東北バンキングシステムズ

・株式会社富士通山形インフォテクノ

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は中間決算日（９月末日）と一致しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ﾛ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15年 ～ 50年

その他　　3年 ～ 6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,355百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。なお、当中間連結会計期間の賞与確定額は、その他負債に含まれております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、連結される子会社及び子法人等の一部において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

なお、当中間連結会計期間は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生連結会計年度において全額費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

クレジットカード業を営む連結される子会社及び子法人等において、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に備えるため、利息返還損失引当金を計上しております。

(12) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 受取保証料(役務取引等収益)の計上基準

クレジットカード業を営む連結される子会社及び子法人等(きらやかカード株式会社)における受取保証料(役務取引等収益)については、中間連結会計期間末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額(契約に基づく金額)を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

(ｲ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ﾛ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(17) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（持分法に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年３月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年３月10日）を適用しております。

これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は１百万円減少し、税金等調整前中間純利益は93百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は113百万円であります。

表示方法の変更

（中間連結貸借対照表関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第41号平成22年９月21日）の適用により、前連結会計年度末まで区分掲記しておりました「負ののれん」は、当中間連結会計期間末において「その他負債」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度末の「負ののれん」は77百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第５号平成21年３月24日）の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」の科目を表示しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額(連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く）72百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,419百万円、延滞債権額は46,306百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は471百万円であります。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,548百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,746百万円であります。

   なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,892百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、600百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

   担保に供している資産

有価証券	14,426	百万円
その他	6	百万円

担保資産に対応する債務

預金　　1,171　百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券29,500百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金権利金は686百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,033百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが68,239百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成11年3月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　6,301百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　17,817百万円

12. 社債には、劣後特約付社債12,000百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は8,402百万円であります。

14. １株当たりの純資産額　236円38銭

15. 銀行法施行規則第17条の５第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）　10.39％

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益246百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額574百万円、貸出金償却360百万円、株式等売却損284百万円、株式等償却300百万円を含んでおります。

3. １株当たり中間純利益金額　５円42銭

4. 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　２円25銭

5. 当中間連結会計期間において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損

損失を計上しております。

減損損失　　（単位：百万円）

用　途	種　類	場　所	金　額
遊　休	土　地	山形県	56
遊　休	建　物	山形県	6
遊　休	土　地	新潟県	0
合　　計			63

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

（金融商品関係）

○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	29,316	29,316	－
(2) コールローン及び買入手形	45,000	45,000	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,564	6,664	99
その他有価証券	258,563	258,563	－
(4) 貸出金	875,973		
貸倒引当金（※１）	△17,073		
	858,900	866,929	8,028
資産計	1,198,345	1,206,474	8,128
(1) 預金	1,155,574	1,156,832	1,258
(2) 譲渡性預金	2,300	2,300	0
(3) 社債	12,000	11,511	△488
負債計	1,169,874	1,170,644	770
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	0	0	－

（※１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※２）　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

（※３）　「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目として記載を省略している科目は以下のとおりです。

資産の部に計上されている科目で記載を省略した科目

「商品有価証券」及び「外国為替」

負債の部に計上されている科目で記載を省略した科目

「外国為替」及び「支払承諾」

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（１週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額もって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は4,856百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は4,856百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティを価格決定変数とし、将来のキャッシュ・フローを想定し、算定した現在価値であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び現在は経営破綻の状態にないが、今後経営破綻に陥る可能性が高いと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 社債

当行の発行する社債の時価は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※１)(※２)	1,186
② 非公募転換社債(※３)	91
合　　計	1,277

（※１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２）　当中間連結会計期間において、非上場株式について 25 百万円減損処理を行なっております。

（※３）　非公募転換社債については、市場価格がなく、転換権を行使した場合の非上場株式の時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

１．満期保有目的の債券（平成22年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	5,564	5,785	221
	その他	－	－	－
	小計	5,564	5,785	221
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	1,000	878	△121
	小計	1,000	878	△121
合計		6,564	6,664	99

２．その他有価証券（平成22年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	497	344	152
	債券	191,692	188,723	2,969
	国債	129,688	127,517	2,171
	地方債	4,916	4,848	68
	社債	57,087	56,357	730
	その他	38,393	37,678	714
	小計	230,582	226,745	3,836
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,488	6,598	△2,110
	債券	11,038	11,222	△183
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	11,038	11,222	△183
	その他	12,453	14,148	△1,695
	小計	27,981	31,969	△3,988
合計		258,563	258,715	△151

３．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、275百万円（うち、株式275百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落している場合はすべて実施しており、30％以上50％未満の下落

率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

（重要な後発事象）

１．当行と株式会社仙台銀行との経営統合の検討開始について

当行は、株式会社仙台銀行と共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うことについて検討を開始することを平成 22 年 10 月 26 日開催の取締役会において決議いたしました。また、当行は、同日において株式会社仙台銀行と経営統合の検討開始に関する基本合意書を締結しております。

２．経営統合の目的と趣旨

当行と株式会社仙台銀行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

３．経営統合する相手会社の名称

商　号	株式会社仙台銀行

４．経営統合の方法

当行と株式会社仙台銀行は、平成23年10月を目処に、両行の株主の承認ならびに本件経営統合を行うにあたり必要な関係当局の認可を得ることを前提として、共同株式移転により持株会社を設立することに向け、検討・協議を進めてまいります。

５．株式移転比率

共同株式移転にかかる株式移転比率は、今後両行間で実施する予定のデューディリジェンスの結果等を踏まえて、両行間で誠実に協議の上決定いたします。

６．相手会社の主な事業の内容、規模

（平成 22 年３月 31 日現在）

事業内容	銀行業
本社所在地	仙台市青葉区一番町二丁目１番１号
設立年月日	昭和26年５月25日
代表者	取締役頭取　三井　精一
資本金	7,485百万円
発行済株式数	普通株式　7,591千株
経常収益（連結）	16,831百万円（平成22年３月期）
当期純利益（連結）	1,085百万円（平成22年３月期）
総資産（連結）	796,058百万円
総負債（連結）	775,055百万円
純資産（連結）	21,003百万円
決算日	３月31日
従業員数（連結）	808人
店舗数（出張所含む）	71ヵ店
株主構成	㈱みずほコーポレート銀行　4.92％ 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱　4.67％ ㈱七十七銀行　2.60％

７．経営統合の時期

持株会社の設立は、平成23年10月を目処としております。

８．その他重要な事項

（１）持株会社の概要

持株会社の本社については、宮城県仙台市に置く予定です。その他、持株会社の名称等の事項につきましては、今後、両行において協議の上、決定してまいります。

（２）経営統合委員会の設置

当行と株式会社仙台銀行は、本合意書締結後速やかに、それぞれの頭取を共同委員長とする「経営統合委員会」を設置し、経営統合の実現に向けた準備を進めてまいります。

（３）今後のスケジュール（予定）

平成22年10月26日　　経営統合の検討開始に関する基本合意書締結

平成23年４月（予定）　経営統合に関する最終合意書（株式移転計画を含む。）締結

平成23年６月（予定）　両行定時株主総会（株式移転計画の承認の決議）

平成23年10月（予定）　持株会社設立